

幼稚園教育要領と保育所

秋 田 美 子

教育要領の改訂について考えたことを書くようにとの編輯部からの要請が何故、私のところに来たのかと一応考えてみました。

「保育所でも幼稚園年齢に該当するものには幼稚園と同様の教育を行なう」という、厚生省と文部省との共同通達が、幼稚園と保育所との調整をどのように国では考えているかの意志表示の一部として出されたことによるのかも知れないと思ってみました。

或いはまた、私が少々批判的、悪くいえば物を素直にとらずに、とみこうみをするくせがあるので、一人位そうした人間、特に正統派でない保育所側から書かせるのも良いと思われたのではないかとも考えてみました。いずれにせよ、幼稚園の系統でないものが、三年もかかって作り上げられたものを、自分は何の苦勞もしないでとやかかくいうことは、かなり面の厚くなった私でも困難なことです。

その上、この薄い小冊子にまとめ上げられるまでに集められた

資料、それにもまして長い歳月の間に幾度となく練り展げられた多くの方々の真摯な意見の交換、助言などを想像してみますと、冊子の行間にかくされたたくさんのものを感じてしまうことやかくいう勇氣もくじけてしまいうです。さりとて、総て結構です、ごもつともですというのでは、無責任な人間ということになりかねないので、止むをえず思いついたことを述べさせていただきます。

それにしても小冊子を手に入れて僅か二、三日でこれを書いておきますので不勉強のそしりは免かれなくてしょうが、これは期日を責められた結果ですから、私の個人的責任ではないといえましょう。先ず昭和三十一年に出されたものに比べますと、幼稚園の関係者の方々からもかねて仄聞しておりましたように画期的な改訂ではないことがわかりました。

私個人としても、幼児そのものが驚異的な変化のない場合、教

育の方針がむやみに変ることは考えられないし、国の政治に革新的な変化のない場合も同様だと思っていましたから、その点はいわば当然のことだと肯定することができました。それにしても、現代的な人づくりの余波というか、影響というか、幼児期の重要性が必ずしも正しい形ではかり採り上げられていない時期にこの改訂要領が出されたことは非常にタイミングが良かったと思います。

新聞その他のマスコミの中で報道されていることも、これまた必ずしも正確なものではなかったようなので、なるべく早く具体的なものを示して欲しいと希っていたのは私だけではないと思うのです。さてこの改訂要領を拝見して何よりも感じましたことは、第一章の総則でした。学校教育法第七八条で示されている五つの項目にうたわれている幼稚園の教育目標を達成するための基本方針でした。

(1)項から(11)項までの中に表現されているものを縦にとおっている精神は、幼児期の特徴をふまえた上でなさねばならぬことを、基本的なものから生活領域的な面に入り、更に地域差、個人差の問題から、家族とのつながりにおよぶものまで、できるだけ明確に示そうとされていた点です。

これは以前の教育要領の第一章の中で表現されているものとは本質的に変わっているとは思いませんが、少なくとも目標をボツと出されてあった元のものに比して、目標達成のための基本方針をうち出されたことは、幼稚園教育を理解するために非常に役に

ちました。

教育課程の編成の中に示されているものは、カリキュラム編成、年間教育日数、一日の教育時間についても、幼児の心身発達の程度、地域差による特殊事情を除き、かくあることが正しいとの基準をはっきりと打ち出されていて、これも責任のある態度として共感をもちました。

ただここで多少、心にひっかかることは、総ての面で教育という用語が使われ、教育日数、教育時間とされ、学校教育法により学校教育体系に入った幼稚園とはいいなながら、保育という適切な用語を、児童福祉法で使用しているために、これに対して劃然とした区別をしなければならないとの意図によるようにも考えられて、なにか不自然な気がしないでもありません。

もちろんこれが、単なる臆測にすぎないと一蹴されればそれまでですが、何かせつかくの適切な用語を、しかも歴史的には幼稚園の中にこそ生きてきたこのことばを全く放棄されたことについては、多少とも奇異の感をもつわけです。

私個人としては、福祉法の中で誤まって使用されている面もあるこの用語を、断固守って下さって、幼稚園と保育所の年齢の児童に共に使用できることばとして残しておいて欲しいと思いました。このことは学校教育の体系にあっても、幼児期の特殊性を明快に表わすものとして保育ということばを用い、学校教育とは違ったものであることばをはっきりさせていただけたらと考えました。

次に教育内容については、小学校における各教科とはその性格を異にするということを示されていて、小学校の教育課程との関連を考慮して云々ということが随所にみられた以前のものとは大分立場が違っていているように思えます。いわば幼稚園と小学校との関連を強く主張されていた傾向のある教育要領が逆効果として、小学校教育に近いものに幼稚園の教育内容を高度のものにして、勝ちであったことへの反省であるのかしらとも思ってみました。

私たち保育所のものでして幼児教育を真正面から論ずる自由はあっても、資格は幼稚園の方と同様な形ではないかも知れませんが、しかし幼稚園を経て小学校に入学する子どもと同様に、保育所を経て小学校に入学する子どもの数も少なくありません。

こう考える時、私たちそして幼児教育者としての立場で子どもに対する面のあることはこれは当然の責任ではないでしょうか。ただ私たちには国として教育方針や教育内容を幼稚園に課するようには明らかにされていませんでした。児童福祉施設の最低基準令の中で僅かに触れてはいますが、決して充分な指示や指導ではありませんでした。

そのために、保育所の保育方針や教育内容は幼稚園の教育要領の中で自分たちに必要なもので自分たちにもできる可能性のあるものをそれぞれに利用させてもらった場合が多かったことも事実です。ただ反面、学校教育のわくの中に入っていないことからまた、対象児とその保護者との関係から、入学への準備教育的な面は余りありませんでした。

六領域の考えかたも既にいろいろの点で問題になっていたと思われるのは、また今回そのままにわけられたことは、改訂という立場をもったものとしては、いささか疑問が残りました。幼児期の特長とそれにふさわしい生活や経済という点から、やはり現状維持がむりがないというところに落ちついたのかも知れませんが、何か物足りないような感がないではありません。指導事項としては特に目新しいものはありませんが項目の系列が整理されたこと、項目の立てかたの基準がバランスをとって表現されていることが目立ちました。

とはいっても、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけるといふ項目をはっきり設定して、ただ単にけがをしないようにするという消極的な項目を積極的なものに替えられていることなどは、社会生活の反映として当然のことだろうと思えますし、一つの改正の特長とも言えます。

道徳性の芽ばえをつちかうといふことばを使っていますが、これは以前のものと内容的にはさして変りはないが、教師、父母兄弟など目上の人に対する敬愛の態度、関係者に対する感謝の念のかんようといふことも強調されていることに目を留める必要があると感じました。

項目として父母や先生などの言いつけをすなおにきくといふことが挙げられていますがこれは一見、当然のことのように思えますが、反面、おとなのいうことは何でもハイという態度でうけとるようにさせる、即ち押しつけ的な傾向を伴う危険を感じま

す。

現在の道徳に関する若い人たちの背反的行為がおとなに対する不信と将来の生活に対する大きな不安感と更には未完成な社会人としての自己に対する自信のなさなどが、からまり合って起こっていることの多い時代には、幼児よりもむしろおとなの側で正しい言いつけを子どもに対して課しうるだけの指導権の確立が必要のように考えました。

国旗にしたしむこと即ち日本国民としての自覚とはこりをもたせるための教育内容をということですが、この点もおとなの側に表面的、形式的なものではない国民意識が日常生活を通じて働いていない限り、余り意味がないように思われます。

私たちおとなに対して敬愛と信頼感を抱き、自分の成長過程で他の人からうける有形、無形の親切に対して感謝の念をもつようになることは誠に望ましいことですが、日常の幼児をとりまく社会の中でそうでないものが余りにも強く、かつはらんしている中で幼稚園という世界の中だけでこれを育てることはかなり至難なことだと思われまます。

このたび、幼・小・中・高を通じて歴史や道徳を重視する学校教育の新しい歩みが一貫性のあるものとして始められようとしているようですが、これが過去のよう表面的なものであったり、おとなの勝手がまかり通ったりするような傾向を産み出さぬよう、とくと戒しめてこれを受けとるべきだと思ふと共に、日本の指導者層の方々が各方面をもうらして先ず子どもに恥じぬ行為を

していくことを自らにちかって欲しい気がします。

民主的な国家として子どもを育成するためには先ずひとりひとりの子どもの家庭がこうした点に責任をもち、それを集団をとおして、より確かなものにしていく働きを幼稚園に求めることは当然ですが、先ず家庭教育の指針として打ち出して欲しいことです。

その他の領域については、ざっと目をおしてみました。特にとり立てて問題になる点はありませんが、自然の中の数量や図形などについて云々のところに文字のことが触れてないのは何故でしょうか。これは言語のところにもないようでしたが、(6)の項目がそれにあたるのでしょうか。

四日前に改訂要領を戴いて慌てて旧いものと照合して、書いたこの文です。かなりのはずれ、近視眼的偏見、誤解もあったことと思ひますが、メ切りの時間が迫っていたこと故、関係者の方に先ずおわびしておきます。

長い間にわたって再検討され、審議され、立案されましたことも子どもの万全な成長発達を希っての大切なお仕事であること、御苦労の多い難かしいお仕事であることは十分に解った上での勝手な言い分に御立腹ないようにお願いします。

いずれ三才以上の対象年齢の子どもには厚生省としてもこれを準用するという围の方針の出ました現在では、今後時間をかけて勉強した上改めて御指導をうけたいと念じております。

(白金保育園長)